

兵庫県公報

令和5年3月3日 金曜日 第392号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 有害興行の指定（男女青少年課）	1
○ 指定市町村事務受託法人の指定（障害福祉課）	2
○ 令和5年度前期技能検定の実施（能力開発課）	2
○ 令和5年度随時実施の2級、3級及び基礎級技能検定の実施（同）	6
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	7
○ 同 上（同）	8
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	8
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	8
○ 急傾斜地崩壊危険区域の追加指定（砂防課）	8
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（同）	9
○ 平成24年兵庫県告示第29号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定）の一部改正（建築指導課）	9
○ 重要調整池に係る検査の結果（神戸県民センター）	13
○ 同 上（同）	13
○ 道路の位置指定（丹波県民局）	14
公 告	
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	14
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	16
○ 二級建築士試験及び木造建築士試験の実施（建築指導課）	17
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	18
○ 同 上（北播磨県民局）	19
選挙管理委員会公告	
○ 令和4年7月10日執行参議院議員通常選挙兵庫県選挙管理委員会表彰	19

告 示

兵庫県告示第246号

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

令和5年3月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定理由	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。	
種 別	名 称	制作・配給会社
映 画	隠密濡物帳 熟れごろ嫁さがし	オーピー映画

~~~~~

**兵庫県告示第247号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第11条の2第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第57条の3の4第1項に規定する指定市町村事務受託法人として、次のとおり指定した。

令和5年3月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 事務所の名称及び所在地  
名 称 ひょうご福祉照会事務センター  
所在地 西宮市馬場町1-13エスアール西宮404
- 2 事務所を設置している法人の名称及び主たる事務所の所在地  
名 称 株式会社アール・ツーエス  
所在地 福岡市南区井尻4-2-1
- 3 指定年月日  
令和5年2月20日

~~~~~

兵庫県告示第248号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、令和5年度前期技能検定を次のとおり実施する。

令和5年3月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 試験日程及び実施職種
 - (1) 学科試験
別表のとおり行う。
 - (2) 実技試験
別表の検定職種について、令和5年6月6日（火）から同年9月10日（日）までの間において、兵庫県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が別途指定する日に行う。
- 2 試験場所
協会から受検者に対して別途通知する。
- 3 受検資格
職業能力開発促進法第45条に規定する者であること。
- 4 受検手続
 - (1) 提出書類
ア 受検申請書
（受検申請書は、兵庫県産業労働部能力開発課、神戸県民センター県民交流室県民・産業振興課、阪神南県民センター県民交流室県民・産業振興課、阪神北県民局県民交流室地域振興課、東播磨県民局地域振興室県民課、北播磨県民局県民交流室県民・商工観光課、中播磨県民センター県民交流室産業観光課、西播磨県民局県民交流室地域づくり課、但馬県民局地域政策室地域づくり課、丹波県民局県民交流室産業振興課及び淡路県民局交流渦潮室県民・商工労政課並びに協会において配布する。）
イ 申請者が本人であることを確認できる書類の写し
ウ 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第65条の規定により学科試験又は実技試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面
 - (2) 受付期間
令和5年4月3日（月）から同月14日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
郵送による提出とし、令和5年4月14日（金）消印分まで有効とする。
 - (3) 提出先
〒650-0011 神戸市中央区下山手通6丁目3番30号（兵庫勤労福祉センター1階）
兵庫県職業能力開発協会
 - (4) 手数料

ア 別表の受検手数料の欄に掲げる額を協会が指定する方法により納付すること。

なお、受検申請受付後は原則、返還しない。

イ 学科試験又は実技試験の免除を受けようとする者は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

5 合格者の発表等

(1) 技能検定合格者の発表

令和5年9月29日（金）に兵庫県及び協会のホームページにて合格者の受検番号を公表することにより行う。ただし、金属熱処理を除く3級職種に関しては、同年8月25日（金）に行う。

なお、電話による可否の回答は行わない。

(2) 合格通知

技能検定合格者、学科試験又は実技試験の一方のみ合格した者には協会から、令和5年9月29日（金）付けの書面で通知する。ただし、金属熱処理を除く3級職種に関しては、同年8月25日（金）付けの書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

1級及び単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣名の合格証書を、2級及び3級の技能検定合格者には兵庫県知事名の合格証書を交付する。

このほか、厚生労働大臣から、合格した等級の技能士章が交付される。

6 受検についての問合せ先

(1) 兵庫県産業労働部能力開発課

電話 (078) 362-3369

(2) 協会

電話 (078) 371-2091

別表

1 1級及び2級

検定職種	作業	学科試験日	受検手数料（円）	
			実技試験	学科試験
造園	造園工事	令和5年8月20日（日）	18,200 (9,200)	3,100
金属熱処理	一般熱処理			
	浸炭・浸炭窒化・窒化処理			
	高周波・炎熱処理			
金属プレス加工	金属プレス			
産業車両整備	産業車両整備			
プラスチック成形	射出成形			
	真空成形			
とび	とび			
築炉	築炉			
防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水工事			
	シーリング防水工事			
化学分析	化学分析			
塗装	建築塗装			
	金属塗装			
	噴霧塗装			

婦人子供服製造	婦人子供注文服製作	令和5年8月27日（日）	15,100 (6,100)
粉末冶金	成形・再圧縮		18,200
機械加工	普通旋盤		(9,200)
	数値制御旋盤		
	フライス盤		
	数値制御フライス盤		
	平面研削盤		
	円筒研削盤		
	ホブ盤		
	マシニングセンタ		
鉄工	製缶		
	構造物鉄工		
めっき	電気めっき		
ダイカスト	コールドチャンバダイカスト		
電子機器組立て	電子機器組立て		
建設機械整備	建設機械整備		
家具製作	家具手加工		
建具製作	木製建具手加工		
印刷	オフセット印刷		
左官	左官		
畳製作	畳製作		
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事		
	化粧フィルム工事		
貴金属装身具製作	貴金属装身具製作		
写真	肖像写真デジタル	令和5年8月30日（水）	
園芸装飾	室内園芸装飾	令和5年9月3日（日）	
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造		
放電加工	数値制御彫り放電加工		
	ワイヤ放電加工		
建築板金	内外装板金		
	ダクト板金		
工場板金	曲げ板金		
仕上げ	治工具仕上げ		
	金型仕上げ		
	機械組立仕上げ		
切削工具研削	工作機械用切削工具研削		

電気機器組立て	回転電机组立て		
	変圧器組立て		
	配電盤・制御盤組立て		
	開閉制御器具組立て		
	回転電機巻線製作		
鉄道車両製造・整備	内部ぎ装		
	配管ぎ装		
	電気ぎ装		
石材施工	石張り		
酒造	清酒製造		
ブロック建築	コンクリートブロック工事		
タイル張り	タイル張り		
表装	表具		
	壁装		
フラワー装飾	フラワー装飾		

(注) 受検手数料欄の()内は、実技試験実施日が属する年度の4月1日において25歳未満であって、雇用保険被保険者が2級を受検申請する際の手数料である。

2 3級

検定職種	作業	学科試験日	受検手数料(円)	
			実技試験	学科試験
機械検査	機械検査	令和5年7月9日(日)	15,100 (6,100) 【10,100】 <2,900>	3,100
園芸装飾	室内園芸装飾		18,200	
造園	造園工事		(9,200)	
鑄造	鑄鉄鑄物鑄造		【12,100】	
機械加工	普通旋盤		<3,100>	
	数値制御旋盤			
	フライス盤			
	マシニングセンタ			
仕上げ	機械組立仕上げ			
電子機器組立て	電子機器組立て			
電気機器組立て	シーケンス制御			
建築大工	大工工事			
左官	左官			
ブロック建築	コンクリートブロック工事			
化学分析	化学分析			
塗装	金属塗装			

フラワー装飾	フラワー装飾			
金属熱処理	一般熱処理	令和5年8月20日(日)		
	浸炭・浸炭窒化・窒化处理			
	高周波・炎熱処理			

- (注1) 受検手数料欄の()内は、実技試験実施日が属する年度の4月1日において25歳未満であって、雇用保険被保険者が受検申請をする際の手数料である。
- (注2) 受検手数料欄の【 】内は、高等学校、専門学校等の在校生(以下「在校生」という。)が受検する場合の手数料である。
- (注3) 受検手数料欄の〈 〉内は、実技試験実施日が属する年度の4月1日において25歳未満であって、雇用保険被保険者かつ在校生が受検申請をする際の手数料である。

3 単一等級

検定職種	作業	学科試験日	受検手数料(円)	
			実技試験	学科試験
製麺	手延べ干し麺製造	令和5年8月20日(日)	18,200	3,100
産業洗浄	高圧洗浄			
枠組壁建築	枠組壁工事	令和5年9月3日(日)		
塗料調色	調色			



兵庫県告示第249号

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定により、令和5年度随時実施の2級、3級及び基礎級技能検定を次のとおり実施する。

令和5年3月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 試験日程及び実施職種

別表の検定職種について、令和5年4月1日(土)から令和6年3月31日(日)までの間において、兵庫県職業能力開発協会(以下「協会」という。)が別途指定する日に行う。

2 試験場所

協会から受検者に対して別途通知する。

3 受検資格

職業能力開発促進法第45条に規定する者であること。

(注1) 随時2級は、基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第47条第1項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第57号)第1条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下「旧規則」という。)第61条に掲げる基礎1級若しくは基礎2級の技能検定及び当該検定職種に係る3級の実技試験に合格した者に限り受けることができるものとする。

(注2) 随時3級は、基礎級又は規則第61条に掲げる基礎1級若しくは基礎2級の技能検定に合格した者に限り受けることができるものとする。

(注3) 基礎級は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号)第2条第1項に規定する技能実習生に限り受けることができるものとする。

4 受検手続

(1) 提出書類

ア 受検申請書

(受検申請書は、協会において配布する。)

イ 職業能力開発促進法施行規則第65条の規定により学科試験又は実技試験の免除を受けようとする者

は、その資格を証する書面

(2) 受付期間

原則として、技能検定試験の受検を希望する時期の30日前まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日を除く。）

(3) 提出先

〒650-0011 神戸市中央区下山手通6丁目3番30号（兵庫勤労福祉センター1階）
兵庫県職業能力開発協会

(4) 手数料

ア 別表の受検手数料の欄に掲げる額を協会が指定する方法により納付すること。

なお、受検申請受付後は原則、返還しない。

イ 学科試験又は実技試験の免除を受けようとする者は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

5 合格者の発表等

合格発表は、兵庫県知事名の合格証書の交付をもって行う。

このほか、随時2級及び3級の技能検定合格者には、厚生労働大臣から合格した等級の技能士章が交付される。

なお、電話による可否の回答は行わない。

6 受検についての問合せ先

(1) 兵庫県産業労働部能力開発課

電話 (078) 362-3369

(2) 協会

電話 (078) 371-2091

別表

検定職種	受検手数料（円）	
	実技試験	学科試験
機械検査、婦人子供服製造	15,100	3,100
さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装、工業包装	18,200	



兵庫県告示第250号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和5年3月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

神戸市櫛谷中土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
監事	後藤 萬壽夫	神戸市西区櫛谷町栃木426番地の2

就任役員

役員の区分	氏名	住所
-------	----	----

監事 後藤幸雄 神戸市西区櫛谷町栃木395番地

兵庫県告示第251号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和5年3月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

高田西部土地改良区

退任役員

役員の区分 氏名 住所
監事 小谷満 赤穂郡上郡町與井846番地1

就任役員

役員の区分 氏名 住所
監事 左鴻康弘 赤穂郡上郡町與井263番地5

兵庫県告示第252号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和5年3月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

Table with 2 columns: 土地改良区の名称, 認可年月日. Row 1: 揖保上土地改良区, 令和5年1月6日

兵庫県告示第253号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和5年3月3日から供用を開始する。

その関係図面は、令和5年3月3日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

Table with 6 columns: 道路の種類, 路線名, 区間, 旧新, 敷地の幅員(メートル), 延長(メートル), 備考. Row 1: 県道, 米谷昆陽尼崎線, 宝塚市米谷二丁目42番5から同市米谷二丁目74番まで, 旧, 3.0から4.0まで, 51.0, 新, 5.0から5.0まで, 51.0

兵庫県告示第254号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、平成26年兵庫県告示第982号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）で指定した急傾斜地崩壊危険区域に次の区域を加える。

なお、その関係図面は、但馬県民局新温泉土木事務所及び香美町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和5年3月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
日影	美方郡	香美町	村岡区日影	坪ノ内 山伏シ 大屋敷 丹田 真経	490番から495番に至る地先の道路敷の一部 496番の一部、497番から520番まで、500番から513番に至る地先の道路敷、511番から512番に至る地先の道路敷 557番から565番まで、566番1から566番4まで、567番、568番1、568番2、569番、570番、572番1の一部、573番から579番まで、565番地先の道路敷の一部、575番地先の道路敷、577番地先の道路敷、566番3から572番1に至る地先の道路敷の一部 580番の一部、581番から588番まで、590番、591番、592番の一部、593番の一部、596番の一部、597番から599番まで、600番1、600番2、601番、602番の一部、603番の一部、583番地先の道路敷、587番地先の道路敷、588番地先の道路敷、590番から597番に至る地先の道路敷、585番から601番に至る地先の水路敷、600番1から602番に至る地先の水路敷の一部、601番から603番に至る地先の水路敷の一部 639番の一部



兵庫県告示第255号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、丹波県民局丹波土木事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和5年3月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
田路(2)	丹波市		柏原町田路	北地 ジケ岡 山廻り	409番2、410番、410番1 12番の一部、862番の一部、863番1、862番から863番1に至る地先の道路敷の一部 394番2



兵庫県告示第256号

平成24年兵庫県告示第29号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和5年3月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

表（猪名川町における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧）を次のように改める。

表（猪名川町における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧）

名称及び条例別表第3の該当区分	区 域	建築物の用途	指定年月日 (変更年月日)
柏原地区 条例別表第3の3の項	川辺郡猪名川町柏原字石原田、字大森谷、字鍛冶屋、字上垣内、字木戸口、字倉掛、字栗林、字小谷、字下西、字田位、字竹ノ下、字寺ノ下、字鳥ヶ平、字中尾、字中林、字灰所、字樋ノ谷、字福井、字宮ノ上、字宮ノ脇、字中、字東、字南、字石船、字平成、字平井、字古岩及び字藪ノ上の各一部で別図に示す区域（別図は省略。以下同じ。）	平成27年兵庫県条例第21号による改正前の条例（以下「旧条例」という。）別表第3の1の項に規定する建築物	平成24年1月17日
西畑地区 条例別表第3の3の項	川辺郡猪名川町西畑字大野、字畑ヶ田、字深田、字堀切、字松ヶ本、字長尾及び字山ノ子の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成24年1月17日
杉生地区 条例別表第3の3の項	川辺郡猪名川町杉生字一ノ谷、字今西、字岩神、字永正庵、字トイ川、字前フケ、字宮ノ下、字大北、字大野、字新平井、字小田中、字雲ノ瀬、字コウトウ、字栖ノ子、字鍋田、字長谷森、字峽間、字東、字一岩、字風呂ノ本、字前田、字丸畑、字森ノ本及び字奥山の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成24年1月17日
	川辺郡猪名川町杉生字永正庵の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	平成30年3月27日
島地区 条例別表第3の3の項	川辺郡猪名川町島字内垣内、字柿瀬、字賀島、字川面、字柘鳴美、字石垣内、字佃、字中ノ町、字西山、字前田及び字若城の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成24年1月17日
	川辺郡猪名川町島字内垣内及び字柿瀬の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	平成24年1月17日
鎌倉地区 条例別表第3の3の項	川辺郡猪名川町鎌倉字栖ノ子、字出口、字東門、字深田、字向所、字森ノ本、字横大道及び字古門の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成24年1月17日

仁頂寺地区 条例別表第3の3 の項	川辺郡猪名川町仁頂寺字上ヶ林、 字後谷、字垣内、字谷垣内、字中 谷口、字淵前、字南宮脇及び字南 山の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成24年1月17日
清水東地区 条例別表第3の3 の項	川辺郡猪名川町清水東字後田、字 垣内及び字吉谷の各一部で別図 に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成24年1月17日
清水地区 条例別表第3の3 の項	川辺郡猪名川町清水字岡ノ下、字 小平井、字寺ノ前、字中久保、字 長田、字八ノ坪、字平田、字広瀬 及び字山添の各一部で別図に示 す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成24年1月17日
	川辺郡猪名川町清水字北谷、字小 平井及び字寺ノ前の各一部で別 図に示す区域	旧条例別表第3の2の 項に規定する建築物	平成24年1月17日 (平成30年3月27日)
笹尾地区 条例別表第3の3 の項	川辺郡猪名川町笹尾字ヘイソへ、 字奥谷甲、字奥谷丙、字加門田、 字掛谷、字宮ノ前、字高町、字黒 添エ、字材ノ前、字笹下、字笹平 井、字西平井、字大作り、字大田、 字大藪、字土穴、字東田、字堂谷、 字峠谷、字尼岡下及び字箱石の各 一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成25年3月29日
	川辺郡猪名川町笹尾字高町、字箱 石、字加門田及び字尼岡下の各一 部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の 項に規定する建築物	平成25年3月29日
林田地区 条例別表第3の3 の項	川辺郡猪名川町林田字奥谷口、字 家廻、字乾廻、字宮垣内、字朽ノ 木谷、字水鳥、字性蓮坊及び字池 尻の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成25年3月29日
朽原地区 条例別表第3の3 の項	川辺郡猪名川町朽原字吉田廻、字 宮下、字村上、字田中廻、字東山、 字東良、字堂ノ下、字堂ノ廻、字 入口、字柏ノ木、字大谷口及び字 和田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成25年3月29日
木間生地区 条例別表第3の3 の項	川辺郡猪名川町木間生字下前、字 前芝、字大道下及び字弥七郎畑の 各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成25年3月29日

木津地区 条例別表第3の3 の項	川辺郡猪名川町木津字井ノ上、字 鰻谷、字下庵、字戸塚尻、字御所 垣内、字座尾、字細カ平井、字山 瀬、字山添、字寺垣内、字上垣内、 字正カ本、字西島、字川向、字早 田、字茶垣内、字中島、字島向、 字南垣内、字八十、字飛田、字風 呂尻、字福田垣内、字鳴海、字有 井及び字有井裏の各一部で別図 に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成25年3月29日
	川辺郡猪名川町木津字福田垣内 の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の 項に規定する建築物	平成25年3月29日
	川辺郡猪名川町木津字鰻谷及び 字南垣内の各一部で別図に示す 区域	旧条例別表第3の4の 項に規定する建築物	平成25年3月29日 (令和5年3月3日)
万善地区 条例別表第3の3 の項	川辺郡猪名川町万善字鬼ヶ門、字 佐保姫、字寺ノ下通、字神屋田、 字神明前、字対津、字南アジャリ、 字畑溝、字北アジャリ及び字北殿 の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成25年3月29日
槻並地区 条例別表第3の3 の項	川辺郡猪名川町槻並字カツコウ、 字グミノ木阪、字奥西垣内、字横 堀、字加味垣内、字間明田、字岩 ガ平井、字久保ノ奥、字宮ノ森、 字宮ノ前、字金ガ谷、字オカ鼻、 字寺ノ上、字上ヶ平井、字新田垣 内、字新堂下、字深谷、字清沢、 字西中垣内、字前久保、字大井戸、 字大海、字大グロ、字大仁部、字 中筋、字中島垣内、字中道筋、字 田中垣内、字田畑、字畑板、字尾 崎、字福西垣内、字宝地口、字北 垣内、字流田、字小田及び字和所 の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成25年3月29日
上阿古谷地区 条例別表第3の3 の項	川辺郡猪名川町上阿古谷字町田、 字畑ヶ芝、字葛原、字波座麻、字 桃ヶ下、字上垣内、字垣内、字宮 ノ脇、字宮ノ下、字花ヶ谷、字庵 ノ下、字桶屋畑、字仁部、字越中 垣内、字柳谷、字宮ノ谷、字松雲 庵、字能勢谷、字旭谷、字能田ヶ 谷、字西久保、字西ヶ平、字清水 垣内、字奥西、字堂ノ下、字兵エ 垣内、字向井田、字竈ノ下、字竈 ノ本及び字西ヶ丘の各一部で別 図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成26年3月28日

民田地区 条例別表第3の3 の項	川辺郡猪名川町民田字堤、字北垣、字宮下、字宮前、字免田、字寺下、字一反田、字辻垣、字中通、字松ヶ谷、字谷下、字田麦、字平井及び字千軒上の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成26年3月28日
	川辺郡猪名川町民田字宮前の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	平成26年3月28日
下阿古谷地区 条例別表第3の3 の項	川辺郡猪名川町下阿古谷字明神ヶ谷口、字明神ヶ谷、字岩鼻、字前町、字向山、字岡垣内、字上殿垣内、字井谷垣内、字久保田、字村井田、字黒末、字南前田、字下前田、字上前田、字中ノ谷、字上垣内、字中垣内、字宮ノ向、字西田、字北中垣内、字大神宮及び字京伝の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成26年3月28日
	川辺郡猪名川町下阿古谷字大神宮、字西田及び字北中垣内の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成26年3月28日



兵庫県告示第257号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

令和5年3月3日

兵庫県神戸県民センター長 大久保 和 代

- 重要調整池の所在地
神戸市西区櫛谷町松本字西山747番1外
- 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ゆうづる地所	大阪府大阪市北区梅田1丁目1番3	四 方 祥 樹



兵庫県告示第258号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

令和5年3月3日

兵庫県神戸県民センター長 大久保 和 代

- 重要調整池の所在地
神戸市西区櫛谷町松本字西山697番外
- 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社BLESS	大阪府吹田市江坂町1丁目17番14号	増 田 裕 一 郎

兵庫県告示第259号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和5年3月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R04丹波位置 0009号	5.2.9	丹波市氷上町常楽989番9	5.00	26.747

公 告

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年3月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン西宮店

所在地 西宮市林田町51-1

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	大山一也

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社プラザクリエイト	東京都中央区晴海一丁目8番10号	大島康広
イオンリテールストア株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	井出武美
株式会社ロベリアホールディングス 外2者	東京都江東区塩浜2丁目4番20号	吉田孝江

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社プラザクリエイト	東京都中央区晴海一丁目8番10号	新谷隼人
イオンリテールストア株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	井出武美
株式会社ロベリアホールディングス 外2者	東京都江東区塩浜2丁目4番20号	吉田孝江

(2) 駐車場の位置及び収容台数（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）

ア 変更前

447台

イ 変更後

232台

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）

ア 変更前

出入口4箇所、出口2箇所、入口2箇所

イ 変更後

出入口1箇所、出口2箇所、入口2箇所

4 変更年月日

令和5年10月20日 ほか

5 届出年月日

令和5年2月15日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和5年3月3日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和5年7月3日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年3月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 オアシスタウンキセラ川西

所在地 川西市火打一丁目（中央北地区特定土地区画整理事業6街区20-3画地ほか）

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
三菱HCキャピタルプロパティ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号	西喜多 浩

ロイヤルホームセンター株式会社	大阪市西区阿波座一丁目5番16号	中山 正明
-----------------	------------------	-------

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社阪急オアシス	大阪市北区角田町8番7号	永田 靖人
株式会社ユニクロ	山口市佐山10717番地1	柳井 正
株式会社AOKI	横浜市都筑区葛が谷6番56号	上田 雄久

(2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社阪急オアシス	大阪市北区角田町8番7号	永田 靖人

株式会社ユニクロ	山口市佐山10717番地1	柳井 正
株式会社AOKI	横浜市都筑区葛が谷6番56号	森 裕隆
外7者		

- 4 変更年月日
令和4年7月11日
- 5 届出年月日
令和5年2月8日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所
兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間
令和5年3月3日から4月間

- 7 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限
令和5年7月3日
- (2) 提出先
兵庫県まちづくり部都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年3月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ドン・キホーテ三田店
所在地 三田市川除相総55番2号 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社パン・パシフィック・ インターナショナルホールディングス	東京都目黒区青葉台二丁目19番10号	吉田直樹
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
 - ア 変更前
名称 (仮称) ドン・キホーテ三田店
 - イ 変更後
名称 ドン・キホーテ三田店
 - (2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ドンキホーテ ホールディングス	東京都目黒区青葉台二丁目19番10号	安田隆夫
 - イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社パン・パシフィック・ インターナショナルホールディングス	東京都目黒区青葉台二丁目19番10号	吉田直樹

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- | | | | |
|-------|-------------|--------------------|---------|
| ア 変更前 | 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
| | 株式会社ドン・キホーテ | 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号 | 大原 孝 治 |
| イ 変更後 | 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
| | 株式会社ドン・キホーテ | 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号 | 吉 田 直 樹 |
- 4 変更年月日
令和元年9月25日 ほか
- 5 届出年月日
令和5年2月10日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所
兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間
令和5年3月3日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
- (1) 提出期限
令和5年7月3日
- (2) 提出先
兵庫県まちづくり部都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



二級建築士試験及び木造建築士試験の実施

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和5年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の6第1項の規定に基づき指定した公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）に行わせる。

令和5年3月3日

兵庫県知事 齋藤 元彦

1 試験日及び時間

(1) 二級建築士

- | | | |
|-----------|--------------------------|----------------------|
| 学 科 の 試 験 | 令和5年7月2日（日） | |
| | 午前10時10分から午後1時10分まで（3時間） | 学科Ⅰ（建築計画）及び学科Ⅱ（建築法規） |
| | 午後2時20分から午後5時20分まで（3時間） | 学科Ⅲ（建築構造）及び学科Ⅳ（建築施工） |
| 設計製図の試験 | 令和5年9月10日（日） | |
| | 午前11時から午後4時まで（5時間） | |

(2) 木造建築士

- | | | |
|-----------|--------------------------|----------------------|
| 学 科 の 試 験 | 令和5年7月23日（日） | |
| | 午前10時10分から午後1時10分まで（3時間） | 学科Ⅰ（建築計画）及び学科Ⅱ（建築法規） |
| | 午後2時20分から午後5時20分まで（3時間） | 学科Ⅲ（建築構造）及び学科Ⅳ（建築施工） |
| 設計製図の試験 | 令和5年10月8日（日） | |
| | 午前11時から午後4時まで（5時間） | |

2 試験地

(1) 二級建築士

- | | |
|-----------|-----------------------|
| 学 科 の 試 験 | 神戸市西区学園東町9-1 神戸市外国語大学 |
|-----------|-----------------------|

設計製図の試験 同 上

(2) 木造建築士

学科の試験 神戸市西区学園東町9-1 神戸市外国語大学

設計製図の試験 同 上

3 受験申込手続

原則として、新規受験者を含めた全ての者がインターネットによる受験申込みを行うものとする。

(1) 受験申込受付期間及び受付時間

令和5年4月3日(月)午前10時から同月17日(月)午後4時まで

(2) 受験申込方法

センターのホームページにおいて、必要な事項を入力し申し込むこと。

アドレス <https://www.jaeic.or.jp/>

なお、インターネットによる受験申込みを行うことができない正当な理由がある場合(身体に障害がありインターネットの利用が困難である等)は、令和5年4月10日(月)までにセンター本部に申し出ること。

4 「学科の試験」の免除の申請

「学科の試験」の免除の申請は、令和2年以降の「学科の試験」に合格した者のうち、合格年から令和4年までの「設計製図の試験」の受験回数が2回以内の者に限り行うことができる。

5 受験票の交付等

受験票(受験番号、試験場等を明記したもの)については、原則として、令和5年6月16日(金)頃から、受験有資格者にマイページ(インターネットによる受付において受験申込手続完了後から利用できる受験者専用のページ)において交付する。

なお、インターネットによる受付を行うことができなかった者の受験票については、原則として、令和5年6月16日(金)頃、受験有資格者に送付する。

6 合格者の発表及び合否の通知

(1) 合格者の発表

令和5年12月7日(木)(予定)

なお、「学科の試験」については、令和5年8月21日(月)(予定)

(2) 合否の通知

合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

7 合否判定基準の公表

合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準をセンターのホームページ等に公表する。

8 その他

(1) 「設計製図の試験」の課題は、令和5年6月7日(水)頃からセンターのホームページにおいて公表する。

アドレス <https://www.jaeic.or.jp/>

(2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。

9 受験についての問合せ先

センター本部 電話(050)3033-3822 (二級建築士試験及び木造建築士試験専用ダイヤル)

センター近畿支部 電話(06)6942-2214

公益社団法人兵庫県建築士会 電話(078)327-0885

~~~~~  
**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年3月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

高砂市梅井一丁目2058番1、2059番1、2061番1、2061番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

姫路市辻井一丁目1番23号  
株式会社赤鹿地所 代表取締役 赤鹿保生

- 3 許可年月日及び許可番号  
令和4年12月23日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-2-2号（4高砂）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年3月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
小野市王子町字辻ノ内606番1、606番4、609番2、609番5から609番8まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
三木市末広三丁目18番44号  
株式会社 グッドラインハウジング 代表取締役 松本克基
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和4年10月7日  
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-12号（4小野）

**選挙管理委員会公告**

**令和4年7月10日執行参議院議員通常選挙兵庫県選挙管理委員会表彰**

兵庫県選挙管理委員会表彰規程（昭和28年兵庫県選挙管理委員会告示第8号）第2条及び第3条第2号の規定により、令和4年7月10日執行参議院議員通常選挙兵庫県選挙管理委員会表彰として、令和5年2月28日に次の者を表彰した。

令和5年3月3日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 石堂則本

- 1 兵庫県選挙管理委員会表彰  
(選挙管理委員会の部)

名称

芦屋市選挙管理委員会  
新温泉町選挙管理委員会

(委員及び職員の一部)

| 氏名    | 職名                  | 住所     |
|-------|---------------------|--------|
| 古西利朗  | たつの市選挙管理委員会委員長      | たつの市   |
| 橋本秀一  | 神戸市西区選挙管理委員会委員長     | 神戸市西区  |
| 谷平浩敏  | 神戸市中央区選挙管理委員会委員     | 神戸市中央区 |
| 宇佐美隆史 | 播磨町選挙管理委員会委員長       | 加古郡播磨町 |
| 大西一三  | 加古川市選挙管理委員会委員長      | 加古川市   |
| 古川忠生  | 神戸市須磨区選挙管理委員会事務職員   | 神戸市西区  |
| 中西一斗  | 神戸市中央区選挙管理委員会事務職員   | 神戸市西区  |
| 藤本陽子  | 西脇市選挙管理委員会主査        | 西脇市    |
| 安瀬学   | 兵庫県市町振興課企画班（行政担当）主幹 | 神戸市東灘区 |

- 2 兵庫県選挙管理委員会感謝状  
(個人の部)

氏名

堀田博 川西市明るい選挙推進協議会委員

(団体の部)

住所

川西市

名 称  
一般社団法人NO YOUTH NO JAPAN  
兵庫エフエム放送株式会社

所在地  
—  
神戸市中央区